

四

三

—
—

○財務省告示第三百九十七号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十日に發行した割引短期国債及び政府短期証券の事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年十一月十日以降に発行する。前項の規定による割引短期国債及び政府短期証券の發行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 藤井裕久

六	五
イ	イ
口	口
国 債 市 場	方 募
入 價 行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
札 格 行 入 價 ・ 別 債	札 格 決
発 競 札 格 第 参 市	発 競 定
行 争 額 発 競 I 加 場	行 争 の
財 千 券 定 項 五 項 計 金 政 は 発 四 う 億 額	込 募 各 当 も 各 価 一 を 場 で
政 三 に に 及 条 、 に 法 法 、 行 十 ち 二 面	み 限 国 て の 申 格 国 定 特 あ
法 十 つ 基 び 第 第 関 第 第 額 し 六 、 千 金	の 度 債 る か 返 競 債 め 別 つ
第 一 い づ 第 一 九 す 九 七 面 た 条 特 万 額	応 額 市 。 ら み 争 市 る 参 て
七 億 て き 百 項 十 る 条 条 金 割 第 別 円 で	募 の 場 そ の 入 場 も 加 、
条 二 は 発 三 、 四 法 第 第 額 引 一 会 三	額 範 特 の う 札 特 の 者 財
第 千 、 行 十 第 条 律 一 一 で 短 項 計 兆	を 囲 別 応 ち 発 別 に ご 務
一 万 額 し 七 百 第 第 項 項 千 期 の に 二	割 内 参 募 応 行 参 よ と 大
項 円 面 た 条 三 二 八 並 、 五 国 規 関 千	り に 加 額 募 一 加 る に 臣
、 金 政 第 十 項 十 び 財 百 債 定 す 五	当 お 者 を 價 と 者 発 応 が
財 額 府 一 六 、 三 に 政 億 に に る 百	て い ご 順 格 い ・ 行 募 各
政 で 短 項 条 第 条 特 融 円 つ 基 法 三	る て と 次 の う 第 ヘ 限 国
融 三 期 の 第 九 第 別 資 、 い づ 律 十	。 各 の 割 高 一 以 度 債
資 兆 証 規 一 十 一 会 資 財 て き 第 一	申 応 り い 非 下 額 市

十 ロ イ 一	九 八	七 ロ イ			
	振額最 替 額 単 面 位 金	行争者特 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争格日	低行争者特 入価・別債 札格第参市 發競I加場 行争額	入価込 札格金 發競I加場 行争額	行争者特 入価・別 札格第参 發競I加
十額 一面格 錢金 額 厘額 百以 円上 にの つそ きれ 九ぞ 十れ 九の 円応 九募	十額 錢面 九金 額 厘額 百以 上円 のに そつ れき ぞ九 十れ の九 も額 の面 と金	平す額の振 成るの記替 。整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 万 円 百 千 六 十 五 億 七 千 七 百 八 百 八 十	八二八三 万千百兆 四円四円 五百二 百千 六五百 八百 五二 億億 七二 二百 七七 七十 八七 八十 万	千証規一十一会資 四券定項五項計金 百にに及条、に法 六つ基び第第関第 十いづ第一九す九 八てき百項十る条 億は発三、四法第 円、行十第条律一 額し七百第第項 面た条三二八並 金政第十項十び 額府一六、三に で短項条第条特 二期の第九第別

十
六

十
五

十
四

十
三

十
二

払者入場元償

償行

込札所金還

還

期参支金

期

日加払額

限

平財日額償当た平

成務本面還ただ成

二大銀金金るし二

十臣行額をと、十

一年から百支き償二

年十一通円払は還年

月通知にう、期五

月十一知つ。そが月

月一月をきの銀十

月十受百翌行四

日受けた円嘗休日

業業日日

にに